

5 米国・韓国・台湾の相続の基本

清水 智恵子 (しみず ちえこ)

プロフィール

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 ビジネス タックス アドバイザリー部 事業承継グループ エグゼクティブディレクター 税理士。1988年太田昭和マネージメントサービス(現、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人)入所。以来、日本の中小企業オーナーの事業承継アドバイザリー業務に携わる。組織再編その他の手法を用い、オーナー企業の法人税、オーナーの所得税・相続税すべての観点から、最適解を目指した事業承継策を立案し、実行する。また、多数の相続税の申告をし、税務調査に立会う。自社株評価、事業承継策、組織再編税制等をテーマにしたセミナー・講演多数。近年は、国際相続の分野についても研究をすすめている。

はじめに

本稿では、米国・韓国・台湾の相続法及び家族法について概観し、さらにこれら3国の相続税(遺産税)の概要について述べる。

1 米 国

① 米国の相続法

1 相続分割主義

米国⁽¹⁾には統一的な相続法はなく、州ごとに異なる私法が存在するが、どの州も相続準拠法の決定方法については、相続分割主義を採用している。相続分割主義とは、相続される財産を動産(現金、預金、株など)と不動産(土地、建物など)とに分け、動産は被相続人の本国法又は住所地法により、不動産はそれが所在する国の法律によるとするものである。

たとえば、被相続人である米国人が日本に不動産を保有している場合、法適用通則法⁽²⁾36条によれば、被相続人の本国法である米国

の法律が準拠法になる。しかし、日本に所在する不動産については、米国の国際私法によれば、不動産の所在する国、すなわち日本の法律が準拠法になる。法適用通則法41条は『当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。』と規定しており、結論として日本法が準拠法になる。これを「反致」という。

なお、上述のとおり、米国には統一的な相続法はなく州法によるのであるが、法適用通則法38条3項は「当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合にあっては、当事者に最も密接な関係がある地域の法)を当事者の本国法とする。」と規定している。米国は、国の規則に従い指定される法が存在しないので、被相続人の出生地、常居所地、過去の常居所地、親族の常居所地等を考慮し、被相続人に最も密接な関係がある州を決定していくこととなる⁽³⁾。

2 清算主義

米国は、遺産の承継については清算主義を採っている。清算主義とは、相続が発生した場合、相続財産は直ちに相続人に承継されず、いったん死亡した者の人格代表者（personal representative）に帰属させ、この者が被相続人の利害関係人との間で財産の清算をし、その結果プラスの財産が残る場合にはそれを相続人が承継するという法形態をいう。したがって、相続放棄、限定承認という概念はない。

米国の場合、相続開始の時点で遺産は遺産財団（estate）に移転し、裁判所による検認（プロバート probate）を受けた後に、相続人に財産が移転する。遺言がある場合には遺言執行者（executor）が遺言を執行し、遺言がない場合には遺産管財人（administrator）が遺産財団の管理・処分をする。遺言のある場合には、それに従うが、遺言のない場合は、州の相続法に規定する法定相続分により分配される。

米国では、遺言を作成している場合が多いが、遺言がある場合であっても、プロバートには、通常1～2年を要するといわれている。こうしたプロバートの煩雑さを避けるため、米国では信託（revocable living trust）を利用している場合が多く見られる。

包括承継主義を採用する日本とは異なり、遺産分割という手続は、米国をはじめとする清算主義を採る国にはないと考えられる。

② 米国の財産所有制度

1 夫婦共有財産制の州

米国の特定の州（アリゾナ、カリフォルニア、アイダホ、ルイジアナ、ネバダ、ニューメキシコ、テキサス、ワシントン）は婚姻してから取得した財産は夫婦の共有財産とするという制度を採用している。これを夫婦共有財産（community property）という。

日本の夫婦財産制は、原則は契約財産制

（民法755）であり、夫婦がこの財産契約を結ばなかったときには自動的に法定財産制が適用される。

日本の法定財産制は、夫婦別産制であり、夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう）とされる（民法762①）。また、夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する（民法762②）。夫婦財産契約は制度としてあるが、ほとんど行われていないのが現状である。

なお、所得税の観点から補足すると、日本の所得税は個人を課税単位とする稼得者課税である。サラリーマン家庭の場合、所得の稼得がない専業主婦には、婚姻前に形成した財産及び親等から相続等した財産以外には、特有財産はないことになる。税務上、婚姻中自己の名で財産を得ることができる者は、原則として所得のある者ということになり、所得のない者が自己の名で財産を得た場合には、そこに贈与が存在することとなる。

たとえば、夫婦共有制を採用しているカリフォルニア州に、日本人夫婦が土地を購入した場合、カリフォルニア州法によればその土地は夫婦共有となり、妻が1ドルの対価も負担していなくても、妻に所有権が認められることとなる。法適用通則法13条1項は「動産又は不動産に関する物件及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地法による。」と規定している。さらに2項では「前項の規定にかかわらず、同項に規定する権利の得喪は、その原因となる事実が完成した当時におけるその目的物の所在地法による。」とある。これらの規定から、カリフォルニア州にある土地を購入した時点において、妻にその土地に対する所有権が生じていると考えられる。

日本人夫婦の夫が取得資金の全額を負担してカリフォルニア州の土地を購入した場合の

夫婦間贈与の有無の問題は、東京高等裁判所において争われており、相続税法9条（みなし贈与）の規定により、不動産の購入代金の2分の1の金員を、妻が夫から贈与により取得したものとみなす、という判決⁽⁴⁾が出ている。

国際相続においては、既婚者が死亡したときは、まず夫婦財産制の準拠法により夫婦財産関係を清算し、各自の所有する財産を明確にした後に、相続準拠法に基づき相続の処理をすることとなる。

上記のカリフォルニア州の土地についていえば、取得した時に夫から妻への贈与が成立しているので、夫が死亡した時に夫の相続財産となるのは、土地の権利の2分の1であると考えられる。

2 ジョイントテナンシー

米国には、2人以上の者が財産を所有する形態として、上記夫婦共有財産権のほか、合有財産権（joint tenancy）、共有財産権（tenancy in common）、夫婦合有財産権（tenancy by entirety）という所有形態がある。

たとえば、ハワイ州の不動産を合有の形態で所有する場合、所有者は合有不動産権を保有することとなる。この合有不動産権とは、同一の不動産に関する同一の譲渡行為によって、2名以上の者が同時に始期を開始する同一の権利を共同所有するという財産権であり、共有不動産とは異なり、権利者のうちある1人が死亡した場合には、その権利は相続性を持たず（遺言による変更も不可）、その権利は生存者への権利帰属（survivorship）の原則に基づいて生存合有不動産権者に帰属する。

被相続人が他の者と合有不動産権を所有していた場合、この合有不動産権は相続税の対象となるか、という問いに対し、国税庁ホームページの質疑応答事例では、合有不動産権は、実質的な死因贈与契約であると見ることができるとして、相続税の課税上は、死因贈

与による取得として相続税の課税対象となると結論付けている。

③ 米国の遺産税の概要⁽⁵⁾

1 課税方式

米国は、いわゆる遺産課税方式を採用している。1976年の税制改正において、遺産税と贈与税とが統合され、適用税率や控除が共通のものとしてされている。

2 遺産税の納税義務者と遺産総額の範囲

遺産税は遺言執行者又は遺産管理人により納付されるべきものとされる。遺言執行者等は、租税が最終的に決定されるまでは相続人又は受遺者に遺産を分配することができない。租税の最終的な決定は、内国歳入庁官による通知（estate tax closing letter）によってなされる。

被相続人が米国市民及び米国居住者の場合、被相続人の遺産総額は、動産・不動産、有体財産・無体財産にかかわらず、死亡の際に所有していたすべての財産の合計額である。また、生前贈与の課税額はすべて累積される。

一方、被相続人が非居住外国人の場合には、被相続人の遺産総額は米国内に存する資産に限られる。

3 総遺産からの控除

課税遺産額の算定に際し、総遺産額から控除される項目は以下のとおりである。

- ① 葬儀費用
- ② 遺産管理費（遺言執行者の手数料及び弁護士への支払いを含む）
- ③ 遺産に対する諸請求権
- ④ 財産上の担保物件若しくは債務
- ⑤ 死亡の時に発生していたが、未払いの租税
- ⑥ 遺産税の対象となる資産の管理に関して発生した経費で、賦課期間（通常、相続開始後51カ月以内の期間）終了前に実際に支払ったもの。たとえば、信託財産について発生した受託者の手数料若しく

はその他の経費がある。

- ⑦ 火災、暴風その他の災害又は盗難により生じた損失で、保険等により補償されず、かつ、所得税申告の際控除を申請しなかったもの
- ⑧ 国、州、地方公共団体又は専ら宗教、慈善、学術若しくは教育目的のために設立され、活動する団体に対する遺贈
- ⑨ 遺産につき納付済みの州相続税又は州遺産税

4 配偶者控除

配偶者が相続により取得した財産の価額は、総遺産額から控除する。生存配偶者が米国市民である場合、金額の制限はないが、生存配偶者が米国市民でない場合には、当該控除は認められない。

5 税率

遺産税、贈与税とも同じ税率表を用い、生涯累積課税方式により税額を算出する。以下の統合超過累進税率が適用される。

(2011年、2012年の死亡又は贈与に適用)

課税遺産額		税率
千ドル超	10千ドル以下	18%
10千	20千	20%
20千	40千	22%
40千	60千	24%
60千	80千	26%
80千	100千	28%
100千	150千	30%
150千	250千	32%
250千	500千	34%
500千ドル超		35%

6 累積制度

1976年の税制改正において遺産税と贈与税とが統合され生涯累積方式が導入されたことに伴い、遺産税額の計算は次の手続によって行われる。

- ① 遺産総額から配偶者控除、諸控除を控除した課税遺産額を求める
- ② 1977年以降の各年の課税贈与額の合計を①に加える

③ 統合税率を②に適用する

④ 1977年以降に行われた贈与に係る贈与税支払額を③から控除する

⑤ ④から諸税額控除し納付額を求める

7 税額控除

(1) 統合税額控除

生涯累積額に対する税額からの控除として、5,000,000ドルが認められている(2011年、2012年)。なお、当該措置は2012年までの時限措置であり、追加的に何らの措置もない場合、2013年以降は遺産税に係る統合税額控除の額は345,800ドルとなる。

なお、遺産税から控除できる税額控除の額は、贈与税について控除した税額控除分が差し引かれる。

また、非居住者に対しては、統合税額控除として13,000ドルの税額控除が認められる。ただし、租税条約上の要請(日米相続税条約4条⁽⁶⁾)が存する場合には、市民に対するのと同等の統合税額控除(米国内財産の全財産に対する割合を限度とする)が認められる。

(2) 外国税額控除

被相続人の総遺産額に含まれる外国に所在する財産について、外国政府に納付した相続税又は遺産税は、連邦遺産税額から控除される。この控除は、米国の市民及び居住者についてのみ認められ、非居住者については認められない。

(3) 相次相続控除

二次相続が2年以内に発生した場合には一次相続の税額の全額を、その後2年ごとに20%ずつ減額して控除を認めている。10年後以降に開始した二次相続については相次相続控除の適用はない。

8 申告及び納付

遺産税の申告及び納付期限は、被相続人の死亡後9カ月以内である。さらに、12カ月以内の延長が認められる。

納税者が合理的な理由を示した場合には、納付期限を10年間延長することもできる。

2 韓 国

① 韓国の相続法等

1 相続統一主義

韓国国際私法49条は、原則として、相続される財産の種類や所在地等について区別することなく、すべての相続関係を被相続人の本国法で決めるという相続統一主義を採用している。日本の法適用通則法も同様の規定なので、韓国籍の者が死亡した場合には、韓国法がその者の相続準拠法となる。

韓国国際私法49条は、例外として、遺言で次のいずれかを指定することもできるとしている。

- ① 指定当時の被相続人の常居所地法。ただし、その指定は、被相続人が死亡時までその地に常居所を有する場合に限り有効である。
- ② 不動産についてはその不動産の所在地法（相続分割主義）

常居所とは、韓国人の場合、住所が韓国にあれば、外国に常居所があるものとして判明されない限り、韓国に常居所があるものとされる。また、国外に転出して住民登録が抹消された場合でも、出国日から1年以内は韓国に常居所があるものとみなされる。なお、韓国人が、外国に適法に5年以上継続して滞留している場合には、当該外国に常居所があるものとみなされる(7)。

被相続人が、長年日本で暮らし、日本で死亡した在日韓国人の場合で、その者が遺言により日本の民法を適用することを指定していた場合には、反致により、日本の民法が相続準拠法となる。

また、被相続人が不動産については日本法によることを遺言で指定した場合には、不動産については日本法が、その他の財産については韓国法が相続準拠法となる。

2 韓国の夫婦財産制

韓国民法も、日本民法と同様の夫婦財産契約と法定財産制を規定している（韓国民法829～833）(8)。実際にはほとんどの場合、法定財産制が利用される点でも両国の状況は同様である(9)。

法定財産制の内容も日韓同一であり、夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とされ（韓国民法830①）、夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する（韓国民法830②）。ただし、韓国の場合、住宅等の不動産を夫の名で登記する慣例があるようだ(10)。

3 韓国の相続法

(1) 総則及び相続の一般効力

韓国の相続法は、日本同様、包括承継主義を採用している。相続は死亡により開始し（韓国民法997）、相続人は相続が開始したときから、被相続人の一身に専属するものを除き、財産に関する包括的権利義務を承継する（韓国民法1005）。

(2) 相続人

法定相続人と順位は次のとおりである（韓国民法1000）。

- 第1順位：直系卑属
- 第2順位：直系尊属
- 第3順位：兄弟姉妹
- 第4順位：4親等内の傍系血族

配偶者は、直系卑属及び直系尊属がいる場合には同順位で相続人となり、直系卑属も直系尊属もない場合には、単独で相続人になる（韓国民法1003①）。したがって、配偶者がいる場合には、第3順位以降が相続人になることはない。

(3) 代襲

直系卑属又は兄弟姉妹が相続開始前に死亡し、又は欠格者となった場合には、死亡等した者の配偶者及びその直系卑属が代襲相続人となる。代襲する直系卑属がないときは、

死亡等した者の配偶者が単独で代襲する（韓国民法1003②）。

(4) 相続分

相続人が数人あるときは、相続財産はその共有となり（韓国民法1006）、法定相続分は原則均分である（韓国民法1009①）。ただし、配偶者の法定相続分は、直系卑属と共同で相続するとき、又は直系尊属と共同で相続するときは、直系卑属又は直系尊属の相続分の5割を加算する（韓国民法1009②）。このため、韓国の配偶者の相続分は、日本と異なり、直系卑属又は直系尊属の数により変化する。

なお、日本では非嫡出子又は半血兄弟姉妹の法定相続分は嫡出子又は全血兄弟姉妹の2分の1であるが、韓国にはこのような差はない⁽¹¹⁾。

(5) 遺留分

被相続人の直系卑属及び配偶者には、法定相続分の2分の1、直系尊属及び兄弟姉妹には法定相続分の3分の1の遺留分が認められている（韓国民法1112）。

(6) 相続財産の分割

被相続人は遺言により相続財産の分割方法を定めることができ、遺言がない場合には、相続人が分割協議を行う（韓国民法1012、1013）。

(7) 相続の承認及び放棄

韓国民法にも単純承認、限定承認、放棄の規定が設けられており、これらの期間は日本と同様、相続の開始を知った日から3カ月以内である（韓国民法1019～1044）。

② 韓国の相続税

1 遺産税方式

韓国の相続税法は、遺産税方式を採用しており、相続税の課税財産の範囲は、被相続人の死亡時の住所又は居所により決定される。被相続人が相続開始日に韓国に住所又は1年以上居所を置いた者である場合には、すべての相続財産が課税対象となり、被相続人が韓

国非居住者である場合には、韓国内にある財産のみが課税対象となる（韓国相法1）⁽¹²⁾。

2 課税価格

韓国相続税の課税価格は以下のとおり計算される。

相続財産

－非課税財産※1

＋みなし相続財産※2

＋推定相続財産※3

＋相続開始10年以内に相続人が贈与を受けた財産（韓相13①）

＋相続開始5年以内に相続人以外の者が贈与を受けた財産（韓相13①）

－公課金・債務・葬儀費用※4

課税価格

※1 非課税財産には、被相続人が国家・地方自治体や公益法人等に遺贈した財産や、相続人が申告期限内にこれらに贈与した財産が含まれる（韓国相法12、16）。

※2 みなし相続財産には、保険金・信託財産・退職金等がある（韓国相法8～10）。

※3 被相続人が、相続開始以前1年以内に処分した財産の額が2億ウォン以上又は相続開始以前2年以内の財産処分額が5億ウォン以上の場合であって、その用途が明白でない場合には、その金額が課税価格に算入される（韓国相法15）。

※4 被相続人が非居住者の場合、葬儀費用は控除できない。公課金は韓国国内に所在する相続財産に係るものに限られ、債務も韓国国内の事業場に係る債務が控除対象となる（韓国相法14）。

3 課税標準

相続税の課税標準は、課税価格から基礎控除（2億ウォン）、配偶者控除、子ども控除や老年者控除（1人あたり3000万ウォン）等の人的控除を差し引いて求める。

家業相続又は営農相続した相続人については基礎控除額に追加の控除が認められている。

配偶者控除の額は、実際に相続した金額であるが、法定相続分（30億ウォンが限度）が限度とされる。

基礎控除と人的控除との合計額が5億ウォン

3 台湾（中華民国）

① 台湾の相続法等

1 相続統一主義

日本政府は中華民国を正統政府として承認していないが、国際相続における判例通説は、法適用通則法38条3項を類推適用して中華民国の法律を適用している。

一方、台湾の国際私法である中華民国涉外民事法律適用法22条は「相続は被相続人の死亡の時の本国法による。」と規定しており、日本と同様、相続統一主義を採用している。したがって、被相続人が台湾国籍者である場合には、台湾法がその者の相続準拠法となる。

2 台湾の夫婦財産制

(1) 概要

台湾では、夫婦は結婚前又は結婚後に約定財産制を採ることができる（台湾民法1004¹³⁾。日本及び韓国では、婚姻成立前に夫婦財産契約を締結する必要があるが、台湾では婚姻後でも約定できる点が異なる。約定財産制には①共同財産制、②分別財産制、③所得共同財産制がある¹⁴⁾。夫婦財産契約書は公正証書でなければならず、また登記所に登記する必要がある（台湾民法1007、1008）。

約定財産制によらない場合には、法定財産制によることとなるが、台湾の法定財産制は連合財産制である。連合財産に対する概念として特有財産がある。特有財産とは、夫又は妻が各自所有権、管理権及び使用・収益権のすべてを有する財産で、i) 専ら夫又は妻の個人使用に供する物、ii) 夫又は妻の職業上必需の物、iii) 夫又は妻が受けた贈物で贈与者がその特有財産と声明したもの、である（台湾民法1013）。特有財産は連合財産には含まれない（台湾民法1016）。

一方連合財産とは、原則として所有権は夫又は妻各自に帰属する（これを夫又は妻の原有財産という）（台湾民法1017^{①)}が、管理

に満たない場合には、5億ウォンを控除することができる（一括控除）が、配偶者が単独で相続する場合には一括控除の適用はない。

上記のほかに、金融財産控除、災害損失控除があるが、被相続人が非居住者である場合に認められているのは、基礎控除のみである（韓国相法18～24）。

4 税率

韓国の相続税の税率は以下のとおりである。

課税標準	税率
1億ウォン以下	10%
1億ウォン超 5億ウォン以下	20%
5億ウォン超 10億ウォン以下	30%
10億ウォン超 30億ウォン以下	40%
30億ウォン超	50%

なお、相続人等が孫以下の直系卑属である場合には3割加算の適用がある（韓国相法27）。

5 税額控除（韓国相法28～30）

贈与税額控除、外国納付税額控除、短期再相続に係る税額控除がある。

6 納税義務者

韓国相続税の納税義務者は、相続又は遺贈により財産を取得した者である。遺産税方式を採りながらも、納税義務は相続人等がそれぞれ取得した財産の価格に応じて納付義務を負い、さらに連帯納付義務を負う（韓国相法3）。

7 申告・納付（韓国相法67）

被相続人が居住者である場合には相続開始後6カ月以内、被相続人又は相続人が非居住者である場合には9カ月以内に、申告納付しなければならない。

8 賦課課税方式（韓国相法76、77）

韓国の相続税は賦課課税方式を採用しており、課税庁が納税義務者からの申告に基づき課税標準及び税額を決定し、通知する。

権及び使用・収益権は夫婦のいずれか一方に帰属する財産をいい（台湾民法1018）、結婚当時夫婦に属した財産及び婚姻生活中に夫婦が取得した財産は連合財産にとり込まれる（台湾民法1016）。なお、連合財産中、夫又は妻の所有であると証明することができない財産は、夫婦共有の財産と推定される（台湾民法1017②）。

夫（妻）は、妻（夫）の原有財産に対し、使用、収益権を有するが、妻（夫）の原有財産を管理・運用して得た利息は、家庭生活費及び連合財産の管理費用に支弁し、その後に剰余があるときは、その所有権は妻（夫）に帰属する（台湾民法1019）。

夫が連合財産の管理等をしている夫婦の妻が死亡した場合、妻の原有財産は妻の相続人に帰属する（台湾民法1028）。また、夫が死亡した場合には、妻は妻の原有財産を夫の管理下から取戻すことになるが、価値が毀損している場合には夫の相続人に対し補償を請求することができる（台湾民法1029）。

連合財産関係が消滅した場合に、夫又は妻が婚姻生活中に取得し現存する原有財産から各人が弁済すべき債務を控除した残額があるときは、その残額の差額を平等に分配しなければならない。ただし、相続又は無償で取得した財産は分配の対象とはならない（台湾民法1030の1）。

連合財産関係が消滅する場合とは、夫婦いずれかの死亡、離婚、約定財産制への移行が考えられる。たとえば、台湾国籍である夫が死亡した場合に夫に帰属する財産は、次のイ）からハ）の合計額と考えられる（連合財産中、夫婦の共有財産及び夫が無償で取得した財産はないものと仮定）。

- イ) 夫の特有財産
- ロ) 連合財産中、夫の原有財産で夫が婚姻
当時に所有していたもの
- ハ) 連合財産中、夫及び妻の原有財産で夫
婦が婚姻生活中に取得したもの（債務控

除後）の合計額の2分の1

連合財産中、婚姻期間中に形成された財産については、その所有権の所在にかかわらず夫婦の財産を合計し、等分した後の金額をそれぞれ夫及び妻の財産とすることにより連合財産制を清算することを意味している。夫婦いずれかの死亡による連合財産制の清算の場合、生存配偶者は清算される財産を相続財産として取得するのではない点に注意を要する。

(2) 日本の相続税との関係

被相続人が台湾国籍であっても、財産が日本にある限りは、日本の相続税が課税される。日本の相続税の税額計算上、上記台湾の夫婦財産制により連合財産制の清算をしたうえで、さらに配偶者の税額軽減の適用を受けることに支障はないかという疑問が生じる。

たとえば、台湾人夫婦の妻が専業主婦で婚姻中に妻が取得した財産がないというケースの場合、台湾民法により、妻は夫の原有財産の半分を連合財産制の清算により取得する。この結果、死亡直前に夫が有した原有財産の半分しか相続の対象とならない。その上、配偶者の税額軽減の適用を受けることは、配偶者に対する恩典を2回受けることとなりはしないか、という懸念である。

これについては、台湾民法の適用により区分される相続財産の範囲と、日本の相続税法上の税額計算とは別個のものと考え、それぞれの法律に従って処理すべきと考える。

3 台湾の相続法

台湾の相続法は、日本同様、包括承継主義を採用している（台湾民法1148）。

(1) 相続人と相続分

台湾の法定相続人及び順位は以下のとおりである（台湾民法1138）。

- 第1順位：直系卑属
- 第2順位：父母
- 第3順位：兄弟姉妹
- 第4順位：祖父母

第1順位の相続人が相続開始前に死亡、又は相続権を喪失した場合には、その直系卑属が代襲相続人となる（台湾民法1140）。

同一順位の相続人の相続分は均等である（台湾民法1141）。

配偶者は常に相続人となり、配偶者の相続分は、直系卑属と共に相続する場合には均等、父母又は兄弟姉妹と相続する場合は2分の1、祖父母と相続する場合は3分の2となる（台湾民法1144）。

(2) 遺留分

相続人の遺留分は、直系卑属、父母、配偶者についてはその相続分の2分の1、兄弟姉妹及び祖父母についてはその相続分の3分の1とされている。

(3) 遺産の分割

遺産の分割は、協議による分割と遺言による分割とがある。

(4) 限定承認及び放棄

台湾も、相続の限定承認及び放棄を認めている。限定承認については2009年に改正され、それまでは3カ月以内に裁判所に申立てをすることにより限定承認が認められたが、改正後はその手続なしに自動的に限定承認が適用され、相続人は被相続人に債務について有限責任しか負担しないこととなった⁽¹⁵⁾。

③ 台湾の相続税⁽¹⁶⁾

1 課税方式と課税財産の範囲

台湾の相続税は、遺産税方式である。

被相続人が恒常的に台湾国内に居住する台湾国民である場合には、台湾内外に所在するすべての財産が課税対象となる。一方、被相続人が恒常的に台湾国内に居住していない台湾国民及び外国人である場合には、台湾国内に所在する財産のみに対して課税される（台湾相法1）。

2 納税義務者

遺産税の納税義務者は以下のとおりである（台湾相法6）。

- ① 遺言執行人がいるとき：その遺言執行人
- ② 遺言執行人がいないとき：相続人及び受遺者
- ③ 上記①②いずれもないとき：法により選任された遺産管理人

3 遺産税の課税価格

台湾遺産税の課税価格は、総遺産から非課税財産を除き、相続開始前3年以内の贈与を加算した額である。

生命保険金が非課税とされているのは、日本、韓国と異なる点である。

また、加算の対象となる贈与の対象者は、被相続人の配偶者及び相続人であるが、これらに加え相続人の配偶者までもが加算の対象となる点も日本の相続税法と異なる（台湾相法15）。

4 課税標準

台湾遺産税の課税標準は、課税価格から以下を控除した額である。

- ① 配偶者控除：400万円
- ② 法定相続人控除
直系卑属、兄弟姉妹：1人あたり40万円
父母：1人あたり100万円
- ※ 未成年者の加算：直系卑属又は兄弟姉妹が未成年である場合には20歳に達するまでの年数に40万円を乗じた金額が控除額に加算される。
- ※ 障害者の加算：配偶者、直系卑属及び父母が障害者である場合には、1人あたり500万円が控除額に加算される。
- ③ 農業用地に係る控除
- ④ 相次相続控除
- ※ 上記①から④までの控除が認められるのは被相続人が恒常的に台湾国内に居住する台湾国民である場合に限られる。
- ⑤ 被相続人に係る税金、過料及び罰金
- ⑥ 被相続人に係る債務
- ⑦ 葬式費用（一律100万円）
- ⑧ 遺言執行に係る費用
- ⑨ 基礎控除

被相続人が恒常的に台湾国内に居住する台湾国民である場合：1,200万円

被相続人が非居住台湾国民及び外国人の場合の基礎控除は、金額が明定されていない（台湾相法18②）。

5 遺産税額の計算

2009年1月に遺産税法が改正され、それまでの10段階税率（最高50%）から一律10%へと変更された⁽¹⁷⁾。

6 税額控除

税額控除には、外国税額控除及び相続開始前3年以内の贈与加算に係る贈与税額の控除がある。なお、後者は贈与税額のみならず、計算上の利息をも控除することができる。

7 遺産税の申告

申告期限は、被相続人の死亡の日から6カ月であるが、3カ月の延長が可能である。特殊の事情がある場合には、税務当局が決定する。

8 遺産税の納付

台湾の遺産税は賦課決定方式を採用している。課税庁は、遺産税申告書類を受けた日から2カ月以内に調査・評価手続を行い、税額を決定して納税義務者に通知する義務を負う。また、納税義務者はその通知を受けた日から2カ月以内に納付しなければならない。

(注)

- (1) 米国についての参考文献
「Q & A 国際相続の税務」坂田純一，杉田宗久，矢内一好共著（税務研究会出版局）
「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」川端康之（日税研論集 Vol.56）
- (2) 「法の適用に関する通則法」を以下「法適用通則法」と記す。従来は「法例」という題名の法律（明治31年法律第10号）であったものが，平成18年法律第78号により，題名本文ともに改正

されたもの。

- (3) 「外国人住民票の創設と渉外家族法実務」（民法研究会）199頁
- (4) 東京高等裁判所平成19年（行コ）第142号贈与税決定処分等取消請求訴訟事件（棄却）【情報公開法9条1項による開示情報】判決年月日平成19年10月10日
- (5) DHCコンメンタール相続税法第4巻「日米租税条約」第1条注釈
- (6) 日米相続税条約第4条の要旨は，非居住者，すなわち制限納税義務者に対しても，居住者，すなわち無制限納税義務者に認めるものと同様の控除を認めるものである。ただし，この金額は，課税財産の総財産に対する割合を限度とする。
- (7) 2001年9月「身分関係を形成する渉外身分行為をするにあたって身分行為の成立要件具備如何の証明手続に関する事務処理指針」大法院戸籍例規596号
- (8) 韓国民法
<http://www.geocities.jp/koreanlaws/min3.html>
- (9) 大阪大学大学院法学研究科・法学部「法曹の新しい領域」研究会『2007年度韓国・嶺南大学法科大学校朴洪圭教授特別講義原稿』第8章民法
- (10) 前掲(9)朴洪圭第8章民法5. 家族法(2)婚姻
- (11) 「Q & A 国際相続の税務」坂田純一，杉田宗久，矢内一好共著（税務研究会出版局）86頁
- (12) 「韓国相続税及び贈与税法」1950年3月22日制定法律第114号2005年1月14日最終改正法律第7335号仮訳高正臣 以下「韓国相法」と記載する。
- (13) 「中華民国（台湾）家族法」野川照夫，萬香吟訳。以下「台湾民法」と記す。
- (14) 「Q & A 国際相続の税務」坂田純一，杉田宗久，矢内一好共著（税務研究会出版局）103頁
- (15) 「民法の修正について」2009年6月黒田法律事務所
- (16) 「Q & A 国際相続の税務」坂田純一，杉田宗久，矢内一好共著（税務研究会出版局）88～97頁
- (17) 2012 JETRO 台湾税目最終更新日2012年3月26日